

「燃料サーチャージ制」について（平成27年8月1日改定）

弊社では、平成20年8月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より適用実施しております。

私ども運送業界における主要な経費のひとつであります軽油価格は、昨年末以来、世界経済の混迷や米国のシェールオイルの生産増などを背景に原油安が進行した影響で下落基調にありましたが、本年2月以降は原油価格の上昇や円安の影響もあり再び上昇に転じている状況となっており、企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。そうした状況が続くなか、「燃料サーチャージ制」につきましては、既報の通り国土交通省が発表した、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」に基づき、トラック事業者にも導入することが決定され、弊社は、平成20年10月より適用しております。

以降、弊社と致しましても、様々な環境変化に対応すべく、全力を挙げて経費削減に取り組んでおりますが、高値圏で推移する燃料費の負担、トラックやドライバーの不足による人件費の高騰等、多くのコストアップ要因は企業内努力だけでは到底吸収することはできず、企業収益を圧迫している状況となっておりますので、従いましては引き続き燃料サーチャージ制導入によるサーチャージ料金収受に向けた取り組みにつきまして何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

【現在の料金適用燃料価格】

適用期間：平成27年8月1日～平成27年10月31日ご出荷貨物分

対象月	軽油単価
平成27年4月	118.1円/ℓ
平成27年5月	120.6円/ℓ
平成27年6月	122.4円/ℓ

3カ月 平均 120.4円/ℓ

届出ランク：⑤を使用

(参考) 平成26年4月～6月の3カ月平均単価 144.0円/ℓ (▲23.6円/ℓ、▲16.4%)

平成22年4月～6月の3カ月平均単価 115.7円/ℓ (+4.7円/ℓ、+4.1%)

※経済産業省資源エネルギー庁発表の 石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl1007/results.html#headline1

方式：集荷+配達+幹線の合計サーチャージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：平成7年時点での店頭平均価格 77.7円/ℓ / 平成20年8月届出時（6月）の店頭平均価格 152.0円/ℓ

改定条件：3カ月間の店頭平均価格を計算し、3カ月間の最終月の翌々月から改定する。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より